

福岡県公報

平成二十一年十二月二十五日
三千五十五号
増刊
①

目次

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 （建築指導課）	一
福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則（税務課）	一
福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 （人事課）	二
告示 示（第九百五十三号・第九百六十一号） 福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示 （会計管理局会計課）	三
騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 （環境保全課）	三
騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 （環境保全課）	四
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部改正 （環境保全課）	四
振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 （環境保全課）	四
振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 （環境保全課）	四
振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正 （環境保全課）	四
悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正 （環境保全課）	五
九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の一部を改正する告示 （学事課）	五

規則

訓令（第二十二号）

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）……………五

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十六号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一(イ)の欄中「前原市」を「糸島市」に改め、「糸島郡」を削る。

別表第二前原市の項中「前原市」を「糸島市（糸島市志摩を除く。）」に改め、同表糸島郡二丈町の項を削り、同表糸島郡志摩町の項中「糸島郡志摩町」を「糸島市志摩」に改め、同表八女郡黒木町の項中「八女郡黒木町」を「八女市黒木町」に改め、同表八女郡立花町の項中「八女郡立花町」を「八女市立花町」に改め、同表八女郡矢部村の項中「八女郡矢部村」を「八女市矢部村」に改め、同表八女郡星野村の項中「八女郡星野村」を「八女市星野村」に改める。

附則

この規則中別表第一(イ)の欄の改正規定、別表第二前原市の項の改正規定、同表糸島郡二丈町の項を削る改正規定及び同表糸島郡志摩町の項の改正規定は平成二十二年一月一日から、その他の規定は平成二十二年二月一日から施行する。

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十七号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

福岡県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年福岡県規則第三十四号）の一部を次

のように改正する。

第一条中「第五十三條の二第六項及び第八十七條の八第四項」を「第四十二條第四項及び第五十三條の二第六項」に改める。

第二条中「條例第五十三條の二第二項又は條例第八十七條の八第一項」を「條例第四十二條第一項又は條例第五十三條の二第二項」に、「第六百九十九條の十二」を「第二百二十三條」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十八号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の表福岡県西福岡県税務所の項中「前原市 糸島郡」を「糸島市」に改める。

第八十七条第一項の表福岡県筑紫保健福祉環境事務所の項中「前原市及び糸島郡」を「糸島市」に改め、同表福岡県糸島保健福祉事務所の項位置の欄中「前原市」を「糸島市」に改め、同項管轄区域の欄中「前原市 糸島郡」を「糸島市」に改め、同条第二項の表福岡県糸島保健所の項位置の欄中「前原市」を「糸島市」に改め、同項管轄区域の欄中「前原市 糸島郡」を「糸島市」に改める。

第九十八条第二号中「前原市」を削り、「嘉麻市」を「嘉麻市、糸島市」に改め、「糸島郡」を削る。

第九十九条の表福岡県福岡児童相談所の項中「前原市 筑紫郡 糟屋郡（新宮町を除く。） 糸島郡」を「糸島市 筑紫郡 糟屋郡（新宮町を除く。）」に改める。

第一百八条の表福岡県福岡労働者支援事務所の項中「太宰府市 前原市」を「太宰府市」に、「福津市」を「福津市 糸島市」に、「糟屋郡 糸島郡」を「糟屋郡」に改

める。

第三百三十八条の表福岡県福岡中小企業振興事務所の項中「太宰府市 前原市」を「太宰府市」に、「福津市」を「福津市 糸島市」に、「糟屋郡 糸島郡」を「糟屋郡」に改める。

第六百六十二条第一項の表福岡県福岡農林事務所の項中「太宰府市 前原市」を「太宰府市」に、「福津市」を「福津市 糸島市」に、「糟屋郡 糸島郡」を「糟屋郡」に改め、同条第三項の表福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センターの項中「前原市 筑紫郡 糸島郡」を「糸島市 筑紫郡」に改める。

第六百六十四条第一項第一号ト(1)ア中「前原市及び糸島郡」を「及び糸島市」に改める。

第六百七十七条の表福岡県中央家畜保健衛生所の項中「太宰府市 前原市」を「太宰府市」に、「福津市」を「福津市 糸島市」に、「糟屋郡 糸島郡」を「糟屋郡」に改める。

第二百三十一条第一項の表福岡県福岡県土整備事務所の項中「前原市 古賀市 糟屋郡 糸島郡」を「古賀市 糸島市 糟屋郡」に、「前原市 大字瑞梅寺」を「糸島市 瑞梅寺」に改め、同条第三項の表福岡県福岡県土整備事務所前原支所の項中「前原市 浦志」を「糸島市浦志」に、「前原市 糸島郡」を「糸島市」に改める。

第二条 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。
第七十一条第三項の表福岡県農業総合試験場八女分場の項中「八女郡黒木町大字 本分三三二六六の一」を「八女市黒木町本分三三二六六番地一」に改める。

第二百三十一条の表福岡県八女県土整備事務所の項位置の欄中「八女郡矢部村大字 矢部字桑ノ瀬」を「八女市矢部村矢部」に改める。

第三条 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。
第七十二条の表福岡県田川県税事務所の項中「田川市大字伊田字松原通り三三二九二番地の一」を「田川市大字伊田三三二九二番地二」に改める。

第八十七条第一項の表福岡県田川保健福祉事務所の項中「田川市大字伊田字松原通り三三二九二番地の一」を「田川市大字伊田三三二九二番地二」に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の項中「柳川市三橋町今古賀八番地の一」を「柳川市三橋町今古賀八番地一」に、「八女市大字本村字深町二五番地」を「八女市本村二五番地」に改

改め、同条第二項の表福岡県田川保健所の項中「田川市大字伊田字松原通り三三九二番地の二」を「田川市大字伊田三三九二番地二」に改め、同表福岡県南筑後保健所の項中「柳川市三橋町今古賀八番地の一」を「柳川市三橋町今古賀八番地一」に改める。

第百十一条の表福岡県立田川高等技術専門校の項中「田川市大字糺字柿ヶ浦二〇五九番地」を「田川市大字糺二〇五九番地」に改める。

第百五十三条の表福岡県工業技術センターの項中「筑紫野市大字上古賀三三二番地の一」を「筑紫野市上古賀三丁目二番一号」に改める。

第百六十二条第三項の表福岡県筑後農林事務所八女普及指導センターの項中「八女市大字大島」を「八女市大島」に改める。

第百六十五条の表福岡県農業大学の項中「筑紫野市大字吉木字笹栗」を「筑紫野市大字吉木」に改める。

第百七十一条の表中「筑紫野市大字吉木字大谷」を「筑紫野市大字吉木」に改める。

第百七十七条の表福岡県北部家畜保健衛生所の項中「嘉麻市漆生五八七番地三」を「嘉麻市漆生五八七番地八」に改める。

第百八十六条第三項の表福岡県水産海洋技術センター有明海研究所の項中「柳川市大字吉富町字西新開七二八番地の五」を「柳川市吉富町七二八番地五」に改め、同表福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所の項中「豊前市大字宇島字広小路」を「豊前市大字宇島」に改める。

第二百三十一条第一項の表福岡県八女県土整備事務所の項中「八女市大字本村字深町」を「八女市本村」に改め、福岡県那珂県土整備事務所の項管轄区域の欄中「筑紫野市大字山口字薩摩屋敷」を「筑紫野市大字山口」に改め、同条第三項の表福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所の項中「柳川市三橋町今古賀八番地の一」を「柳川市三橋町今古賀八番地一」に改める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年一月一日

- 二 第二条の規定 平成二十二年二月一日
- 三 第三条の規定 公布の日

告示

福岡県告示第九百五十三号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第九百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

糸島保健福祉事務所	糸島高等学校	前原警察署	前原支店	を
糸島保健福祉事務所	糸島高等学校	糸島警察署	前原支店	に改める。

附則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県告示第九百五十四号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第九百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、前原市、二丈町及び志摩町に係る部分を削り、糸島市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び糸島市役所(ただし、平成二十一年十二月三十一日までは前原市役所、二丈町役場及び志摩町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第九百五十五号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、前原市、二丈町及び志摩町に係る部分を削り、糸島市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び糸島市役所(ただし、平成二十一年十二月三十一日までは前原市役所、二丈町役場及び志摩町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第九百五十六号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、前原市、二丈町及び志摩町に係る部分を削り、糸島市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び糸島市役所(ただし、平成二十一年十二月三十一日までは前原市役所、二丈町役場及び志摩町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第九百五十七号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、前原市、二丈町及び志摩町に係る部分を削り、糸島市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び糸島市役所(ただし、平成二十一年十二月三十一日までは前原市役所、二丈町役場及び志摩町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第九百五十八号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、前原市、二丈町及び志摩町に係る部分を削り、糸島市に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び糸島市役所(ただし、平成二十一年十二月三十一日までは前原市役所、二丈町役場及び志摩町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第九百五十九号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、前原市、二丈町及び志摩町に係る部分を削り、糸島市に係る部分を

次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び糸島市役所(ただし、平成二十一年十二月三十一日までは前原市役所、二丈町役場及び志摩町役場)に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第九百六十号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

一のイ中、「前原市」及び「二丈町、志摩町」を削り、「嘉麻市」の下に「糸島市」を加える。

福岡県告示第九百六十一号

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の一部を改正する告示
九州歯科大学附属歯科衛生学院学則(平成二年三月福岡県告示第五百十五号の六)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(定員等)

第四条 学院の学級数、入学定員及び総定員は次のとおりとする。

学級数 学年一学級

入学定員 ○名(平成二十二年度募集停止)

総定員 四十名

附則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第二十二号

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 福岡県職員の駐在に関する規程(昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表生涯学習課事務関係の項中

福岡市	福岡市
	筑紫野市
	春日市
	大野城市
	宗像市
	太宰府市
	前原市
	古賀市
	福津市
	筑紫郡
	糟屋郡
	糸島郡

を

福岡市	福岡市
	筑紫野市
	春日市
	大野城市
	宗像市
	太宰府市
	古賀市
	福津市

に改める。

本庁
出先機関

別表青少年対策事務関係の項中

糸島市
筑紫郡
糟屋郡

太宰府市
前原市

を

太宰府市

に

みやま市

みやま市

を

糸島市
みやま市

に

朝倉郡筑前町
糸島郡二丈町

朝倉郡筑前町
糸島郡二丈町

を

朝倉郡筑前町

朝倉郡筑前町

に改める。

別表生涯スポーツ事務関係の項中

福岡市
筑紫野市
春日市
大野城市
宗像市
前原市
太宰府市
古賀市
福津市
筑紫郡
糟屋郡

を

糸島郡

福岡市
福岡市
筑紫野市
春日市
大野城市
宗像市
太宰府市
古賀市
福津市
糸島市
筑紫郡
糟屋郡

に改める。

第二条 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

別表青少年対策事務関係の項中

三潴郡大木町
八女郡立花町

三潴郡大木町
八女郡立花町

を

三潴郡大木町

三潴郡大木町

に改める。

附 則

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年一月一日
- 二 第二条の規定 平成二十二年二月一日